

新会社法に対する松本市の株式会社の対応

米田 保晴 来住野 究

1. アンケート調査の概要

平成17年に新しい会社法が成立し、組織再編対価の柔軟化に関する規定を除き、平成18年5月から施行されている。信州大学大学院法曹法務研究科の商法担当教員は、松本市からの受託研究として、主に中小企業に対する新会社法の影響を研究しているが、そのためには、中小企業が新会社法をどのように受けとめているか、新会社法に対してどのように対応しているかという実情を知ることは有益である。そこで、松本商工会議所のご協力を得て、その会員となっている会社法上の大会社以外の株式会社を対象として、新会社法に関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査は平成18年9月に実施し、資本金5億円未満の株式会社の中から抽出した1,175社にアンケート用紙を送付した結果、272社から回答を得ることができた。回収率は23.1%であり、決して高いとはいえないが、平成15年10月13日開催の日本私法学会シンポジウムの当日配付資料「検証・会社法改正…実態調査報告」では名古屋商工会議所の会員となっている中小規模の会社に対して行ったアンケート調査の回収率が17%であったことに鑑みれば、この回収率には満足すべきであろう。本稿では、その調査結果をまとめるとともに、それに対する若干の所見を述べることにする。

アンケート調査を実施するにあたって、対象企業の選定等につき、松本商工会議所管理部管理・経理グループ長の伊藤亮二氏にご助力を賜った。また、アンケート用紙の郵送作業と調査結果の集計については、法科大学院の研究支援推進員の小松香織さんと細川由起さんの手を煩わせた。記して謝意を表する。

2. アンケート調査の集計結果

I 各社の現状（平成18年9月1日現在）について

I-1

資本金はいくらですか。	回答数	割合
1000万円未満	6	2.2%
1000万円	111	40.8%
1000万円超5000万円未満	119	43.8%
5000万円以上1億円未満	24	8.8%
1億円以上（5億円未満）	9	3.3%
無回答	3	1.1%

I-2

親会社はありますか。	回答数	割合
ある	40	14.7%
ない	231	84.9%
無回答	1	0.4%

I-3

取締役は何名ですか。	回答数	割合
1名	4	1.5%
2名	11	4.0%
3名	124	45.6%
4名	61	22.4%
5名	33	12.1%

6名以上9名以下	35	12.9%
10名以上	3	1.1%
無回答	1	0.4%

I-4

代表取締役は何名ですか。	回答数	割合
1名	234	86.0%
2名	33	12.1%
3名	3	1.1%
無回答	2	0.7%

I-5

取締役のうち社外取締役はおられますか。	回答数	割合
1名	47	17.3%
2名	16	5.9%
3名以上	10	3.7%
いない	198	72.8%
無回答	1	0.4%

I-6

取締役の任期は何年ですか。	回答数	割合
1年	10	3.7%
2年	207	76.1%
3年	13	4.8%
4年	11	4.0%

新会社法に対する松本市の株式会社の対応

5年	2	0.7%
10年	7	2.6%
無回答	22	8.1%

I-7

取締役会は設置していますか。	回答数	割合
設置している	216	79.4%
設置していない	54	19.9%
無回答	2	0.7%

I-8

監査役は何名ですか。	回答数	割合
0名	3	1.1%
1名	233	85.7%
2名	33	12.1%
3名以上	2	0.7%
無回答	1	0.4%

I-9

監査役のうち社外監査役はおられますか。	回答数	割合
1名	127	47.4%
2名	13	4.9%
3名	1	0.4%
いない	127	47.4%

I-10

定款により全部の株式についてその譲渡を制限していますか。	回答数	割合
している	204	75.0%
していない	65	23.9%
無回答	3	1.1%

II 会社法全体について

II-1

新会社法をどのように受けとめていますか。	回答数	割合
好意的	21	7.7%
どちらかといえば好意的	158	58.1%
どちらかといえば批判的	64	23.5%
批判的	11	4.0%
無回答	18	6.6%

II-2

新会社法は、改正前商法よりも、中小規模の会社の需要に対応していると思いますか。	回答数	割合
強くそう思う	8	2.9%
どちらかといえばそう思う	143	52.6%
十分ではない	62	22.8%
わからない	52	19.1%
無回答	7	2.6%

新会社法に対する松本市の株式会社の対応

II-3

新会社法の貴社への影響は大きいですか。	回答数	割合
非常に大きい	6	2.2%
大きい	38	14.0%
小さい	82	30.1%
ほとんどない	141	51.8%
無回答	5	1.8%

II-4

条文が現代語化されましたが、条文の文言についてどう思いますか。	回答数	割合
わかりやすくなった	57	21.0%
わかりにくいところもあるが、わかりやすいところが多い	71	26.1%
わかりやすいところもあるが、わかりにくいところが多い	58	21.3%
わかりにくくなった	8	2.9%
どちらともいえない	64	23.5%
無回答	14	5.1%

II-5

新会社法では、訴訟・登記等に関する規定は雑則の中に包括的に置かれることになりましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
わかりやすくなった	45	16.5%
わかりにくくなった	39	14.3%

どちらともいえない	174	64.0%
無回答	14	5.1%

II-6

新会社法では、新株発行と自己株式の処分は「募集株式の発行等」として統一的に規制され、自己株式の取得・利益配当等については「剰余金の分配」として横断的な財源規制が設けられ、合併等の組織再編行為の手続も包括的に規定されるなど、複数の行為については、共通規定を括り出し、包括的・横断的に規定する傾向がありますが、この点についてどう思いますか。	回答数	割 合
わかりやすい	25	9.2%
わかりにくい	90	33.1%
どちらともいえない	142	52.2%
無回答	15	5.5%

II-7

新会社法では、準用規定が少なくなり、その代わり読替規定が多くなりましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割 合
わかりやすくなった	40	14.7%
わかりにくくなった	72	26.5%
どちらともいえない	146	53.7%
無回答	14	5.1%

新会社法に対する松本市の株式会社の対応

II-8

新会社法では法務省令への委任が多くなりましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	25	9.2%
好ましくない	66	24.3%
どちらともいえない	168	61.8%
無回答	13	4.8%

II-9

新会社法では、募集株式の発行等や機関などに関する法規制につき、小規模で非公開的な会社（従来の有限会社に相当する会社）をベースとして規定することが多くなっていますが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	55	20.2%
好ましくない	34	12.5%
どちらともいえない	168	61.8%
無回答	15	5.5%

III 定款による株式譲渡の制限について

※公開会社でない会社（I-10で「している」と回答した会社）204社のみ

III-1

改正前商法では、株式譲渡の承認機関は一律に取締役会であったのに対して、新会社法では承認機関を株主総会や代表取締役とすることもできるようになりましたが（会社法139条1項）、承認機関を変更しましたか、または変更する予定がありますか。	回答数	割合

変更する予定はない	163	79.9%
株主総会に変更した（変更する予定である）	12	5.9%
代表取締役に変更した（変更する予定である）	19	9.3%
その他	3	1.5%
無回答	7	3.4%

III-2

株主相互間の株式譲渡など一定の場合には承認を要しない（承認したものとみなす）旨を定款で定めることができますが（会社法107条2項1号ロ）、そのような定款の定めを設けていますか、または設ける予定がありますか。	回答数	割合
設けている（設ける予定である）	19	9.3%
設ける予定はない	175	85.8%
無回答	10	4.9%

III-3

会社は相続等により譲渡制限株式を取得した者に対して株式を売り渡すよう請求できる旨を定款で定めておくことができるようになりましたが（会社法174条）、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	79	38.7%
好ましくない	25	12.3%
どちらともいえない	92	45.1%
無回答	8	3.9%

IV 株券について

IV-1

株券の発行が義務づけられていた平成16年改正前商法の下で、貴社は株券を発行していましたか。	回答数	割合
発行していた	98	36.0%
発行していなかった	149	54.8%
発行した株主と発行していない株主とがいた	11	4.0%
株券不所持の申出のあった株主には発行していなかった	8	2.9%
無回答	6	2.2%

IV-2

平成16年改正商法では、定款で定めれば株券を発行しなくてもよくなり、また株主からの請求があるまでは株券を発行しなくてもよいことになりましたが、貴社は株券を発行していましたか。	回答数	割合
発行していた	75	27.6%
定款を変更して株券を発行しないものとした	32	11.8%
定款を変更せず、株券を発行していなかった	135	49.6%
定款を変更せず、発行した株主と発行していない株主とがいた	6	2.2%
定款を変更せず、株券不所持の申出のあった株主には発行していなかった	14	5.1%
無回答	10	3.7%

IV-3

従来から、株主から株券不所持の申出があれば、株券を発行しなくてもよいという株券不所持制度が設けられていましたが（改正前商法226条ノ2、会社法217条）、貴社はこの制度を利用していましたか。	回答数	割合
定款上株券不所持制度を不採用としていた	74	27.2%
定款上株券不所持制度を否定していないが、実際には株主に利用されていなかった	113	41.5%
定款上株券不所持制度を否定しておらず、実際にも株主に利用されていた	47	17.3%
無回答	38	14.0%

IV-4

新会社法では、株券の不発行が原則となり、定款で定めた場合に限り株券を発行できるものとなりましたが（会社法214条）、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	120	44.1%
好ましくない	20	7.4%
どちらともいえない	123	45.2%
無回答	9	3.3%

IV-5

新会社法では、株券発行の有無によって株式譲渡における株主名簿の役割が異なり（会社法130条）、株券を発行しない場合、株主名簿の記載の重要性が高まりますが、貴社では、株主名簿を整備し、株式譲渡に伴う名義書換に関する事務をできるだけ迅速に行っていますか。	回答数	割合

新会社法に対する松本市の株式会社の対応

株主名簿をきちんと整備し、名義書換事務もできるだけ迅速に行っている	121	44.5%
株主名簿を作成しているが、名義書換事務は必ずしも迅速ではない	75	27.6%
株主名簿を作成していない	64	23.5%
無回答	12	4.4%

V 機関設計について

V-1

新会社法では機関設計の柔軟化が図られ、機関設計に関する定款の自治がより広範に認められるようになりましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	96	35.3%
好ましくない	8	2.9%
どちらともいえない	155	57.0%
無回答	13	4.8%

V-2

公開会社でない会社（定款により全部の株式についてその譲渡を制限している会社）では、従来の有限会社型の機関設計が認められるようになりましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	95	34.9%
好ましくない	17	6.3%
どちらともいえない	147	54.0%

無回答	13	4.8%
-----	----	------

V-3 ※公開会社でない会社（204社）のみ

公開会社でない会社では取締役会を設置しなくてもよくなりましたが、これに対してどのように対応しましたか、または対応する予定ですか。	回答数	割合
取締役会を維持する	157	77.0%
取締役会を廃止したが、取締役の数は減らさなかった（予定も含む）	21	10.3%
取締役会を廃止し、取締役の数も減らした（予定も含む）	20	9.8%
無回答	6	2.9%

V-4① ※公開会社でない会社（204社）のみ

公開会社でない会社では、取締役の任期を定款により10年まで伸長できるようになりましたが（会社法332条2項）、これに対してどのように対応しましたか、または対応する予定ですか。	回答数	割合
任期は伸長しない	141	69.1%
任期を伸長した（伸長する予定である）	55	27.0%
無回答	8	3.9%

V-4② ※①で「任期を伸長した（伸長する予定である）」と回答した会社（55社）のみ

伸長した（伸長する予定である）場合の年数	回答数	割合
3年	2	3.6%
4年	3	5.5%

新会社法に対する松本市の株式会社の対応

5年	7	12.7%
8年	1	1.8%
10年	33	60.0%
未定	9	16.4%

V-5 ※公開会社でない会社（204社）のみ

公開会社でない会社では監査役を設置しなくてもよくなりましたが、これに対してどのように対応しましたか、または対応する予定ですか。	回答数	割合
監査役を維持する	161	78.9%
監査役を廃止した（廃止する予定である）	37	18.1%
無回答	6	2.9%

V-6

新会社法では会計参与制度が導入されましたが、これに対してどのように対応しましたか、または対応する予定ですか。	回答数	割合
会計参与を設置する予定はない	172	63.2%
会計参与を設置する予定はないが、計算書類の作成について公認会計士・税理士等の専門家のアドバイスを求める	79	29.0%
会計参与を設置した（設置する予定である）	2	0.7%
会計参与制度には関心があり、今後前向きに検討したい	9	3.3%
無回答	10	3.7%

V-7

新会社法では、大会社以外でも委員会設置会社を選択できるようになりましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
委員会設置会社にした（委員会設置会社にする予定である）	2	0.7%
委員会設置会社には関心がある	22	8.1%
委員会設置会社には関心がない	235	86.4%
無回答	13	4.8%

VI その他

VI-1

新会社法では最低資本金制度が廃止され、株式会社の資本規模に下限がなくなりましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	66	24.3%
好ましくない	108	39.7%
どちらともいえない	93	34.2%
無回答	5	1.8%

VI-2 ※公開会社でない会社（204社）のみ

公開会社でない会社では、株主の剰余金配当請求権・残余財産分配請求権・議決権につき、持株数とは関係なく株主毎に異なる取扱を定款で定めることができるようになりましたが（会社法109条2項）、これに対してどのように対応しましたか、または対応する予定ですか。	回答数	割合

新会社法に対する松本市の株式会社の対応

そのような取扱を定款で定めた（定める予定である）	13	6.4%
そのような取扱を定款で定める予定はない	178	87.3%
無回答	13	6.4%

VI-3

有限会社は株式会社に吸収される形で廃止されましたが、この点についてどう思いますか。	回答数	割合
好ましい	63	23.2%
好ましくない	62	22.8%
どちらともいえない	140	51.5%
無回答	7	2.6%

VI-4

新会社法では合同会社制度が新設されましたが、この会社形態に関心がありますか。	回答数	割合
ある	33	12.1%
ない	226	83.1%
無回答	13	4.8%

3. 所見

(1) 会社法全体について

新会社法の内容は中小企業にとって規制緩和を意味し、歓迎されてしかるべきである。法制審議会会社法現代化部会の審議においても中小企業団体の代表の影響力は大きかったようであるから（岩原紳作「新会社法の意義と問題点・総論」商事法務1775号5頁）、新会社法は中小企業の需要を反映しているはずである。設問II-1・2の結果を見ても、新会社法は中小企業の需

要に対応したものとして好意的に受けとめている会社が多いが、新会社法の影響は「少ない」または「ほとんどない」という回答が80%を超えている（設問Ⅱ-3）。確かに、新会社法による悪影響はほとんどないであろうが、新会社法を積極的に活用する意識は低いようである。他方で、新会社法を批判的に受けとめる会社が28%も存在する（設問Ⅱ-1）ことについては、多かれ少なかれ新会社法に対する誤解に起因している可能性が高いが、それだけで片づけることには躊躇せざるをえない（アンケート用紙の自由記述欄に記載されていた新会社法に対する消極的意見としては、新会社法の周知性・最低資本金制度の廃止に対する不満が主なものであった）。また、あえて法規制の厳格な株式会社形態を採用したはずであるにもかかわらず、中小企業の需要に対する新会社法の対応がなお十分ではないと感じる会社が少なくないことは（設問Ⅱ-2）、中小企業の実態がいかに本来の株式会社のあり方から乖離しているかを推知させる。

新会社法では条文の形式・体裁が大きく変更されているが、条文の形式・体裁はその法律に対する印象や理解の難易を左右しうするため、我々としてはこれに対する反応に関心があったが、これに関する設問は愚問だったのかもしれない。多くの中小企業にとっては、市販の解説書や税理士・公認会計士等による新会社法の翻訳に依存し、法律の条文を直接参照することなどめったにないのであろう。設問Ⅱ-5～9では「どちらともいえない」という回答と無回答が非常に多いのも、そのような実情を推知させる。会社法を現代語化し、立法技術上構成等に工夫をしても、会社法は必ずしも会社経営者にとって身近なものにはなっておらず、特に小規模会社の経営者には敬遠されるべきものようである。しかし、新会社法の条文を参照した上での回答が少なくとも、ましてその回答が新会社法に対する否定的・消極的な回答であればなおさら、それを無視することはできないであろう。特に設問Ⅱ-6～8については、否定的な回答数が肯定的な回答数を上回っていることに注意すべきである。

新会社法の形式上の特色としては、①文言の現代語化、②会社法の自足性

(新会社法は、企業主体たる会社それ自体については、商法とは無関係に自足的・自己完結的に規律しており、従来すべての商人に適用されるものとして商法総則に置かれていた規定のうち会社にも適用されるものは、会社法にも同旨の規定が設けられている)、③構成の再編と共通規定の括り出し(横断的規制)、④定款自治の範囲(任意法規性)の明確化(この問題については、宍戸善一「定款自治の範囲の拡大と明確化」商事法務1775号17頁以下参照)、⑤準用規定の減少と読替規定の増加、⑥法務省令への委任の増加などを指摘することができるが(稲葉威雄『会社法の基本を問う』30~38頁・50~56頁、岩原・前掲10頁以下参照)、アンケートの設問に関わるものについて若干のコメントをしておきたい。

第1に、新会社法は条文の文言を片仮名文語体から平仮名口語体に改めたが、新会社法の条文は、我々研究者にとっても、必ずしもわかりやすいとはいいがたい。したがって、設問II-4で、「わかりやすいところもあるが、わかりにくいところが多い」「わかりにくくなった」という回答が24%も存在することは、決して意外ではない。法律の条文はできるだけ簡素であるべきであるが、新会社法の条文はむしろくどくなったように思われる。括弧書も多くなり、中には括弧が二重・三重についている場合もあり、かなり読みにくい。この点、現代語化された民法の条文が依然として簡素であるのと対照的である。その理由としては、株式会社の機関設計の多様化に対応した規定にせざるをえないこと、政策的な例外などが多くなって内容が複雑化したこと、文言により正確を期したことなどが考えられるが、条文の現代語化は直ちに読みやすさ・わかりやすさを意味するものではないようである。

第2に、新会社法では構成が大きく変更されている。その一例として、訴訟・登記等に関する規定は、平成17年改正前商法(以下、便宜上「旧商法」と称する)においては随所に散在していたが、新会社法では雑則の中に包括的に置かれることになった。この点に関する設問II-5では、肯定的な評価と否定的な評価が拮抗しており、前者がわずかに上回っているにすぎない。また、新会社法では、新株発行と自己株式の処分は「募集株式の発行等」と

して統一的に規制され（会199条以下）、自己株式の取得・利益配当などについては「剰余金の分配」として横断的に財源規制が設けられ（会461条）、組織再編行為の手續も包括的に規定される（会775条以下）など、複数の行為について規制の実質を同じくするものについては、共通規定を括り出し、包括的・横断的に規定する傾向がある。これは立法技術的な合理性を追求したものと評価できるが、理論的には、行為の性質が異なるものを包括的に規制すると、性質の違いが法規制の内容やその解釈に反映されなくなるおそれがあるという問題がある。これらの包括的・横断的規制について、わかりやすいと感じるかわかりにくいと感じるかは各人の主観によるが、設問II—6では後者が前者を大きく上回っている。

第3に、従来の会社法は準用規定が多かったが（例えば、株主総会に関する規定を創立総会にも準用する旧商法180条3項、取締役に関する規定を監査役にも準用する旧商法280条）、新会社法は、各事項につき個別的に規定したり、まとめて規定できるものについてはまとめて規定すること（包括的・横断的規制）により、準用規定を少なくし、検索しやすいものとした。しかし、その代わりに読替規定が多くなり、条文数も多くなってしまったことは否めない。かかる立法技術の変更については賛否の分かれるところであろうが、設問II—7では否定的な意見のほうが多い。

第4に、法務省令への委任が多くなったのも新会社法の特色である（会2条3号4号・155条13号等）。規定を改正する必要が生じた場合、法務省令によるほうがより簡便な手續で改正できるため、弾力的な対応が可能となるが、細かな手續や技術的な規定であればともかく、適法・違法に関わる事項、要件に関わる事項まで法務省令に委任しているところも少なくない。立法技術的にやむをえないという側面もあろうが、法律で定めるべき事項と省令で定めうる事項の境界は問題とされるべきであろう。設問II—8でも否定的な意見のほうが多い。これには法務省令の朝令暮改も影響しているのかもしれない。すなわち、会社法関係法務省令案は平成17年11月29日に公表され、パブリック・コメントに付された結果大幅に改められ、平成18年2月7日に会社

法施行規則・会社計算規則・電子公告規則として制定されるに至ったが、会社法施行規則・会社計算規則はすでに平成18年4月と12月の2度にわたって改正されているため、実務上の困惑が予想されるのである。

第5に、新会社法では、小規模で非公開的な会社（従来の有限会社に相当する会社）をベースとして規定することが多くなっている。これについては、立法技術的に合理的な側面もあるが（岩原・前掲10頁参照）、本来理念型であるはずの公開会社が例外的に扱われるのは問題であるといわざるをえないし（会社法2条5号では株式譲渡制限会社ではなく公開会社を定義しているため、その定義規定はわかりにくい）、公開性については株式譲渡の自由が原則とされている点（会127条）で整合性を欠いている。とはいえ、かかる立法技術については、中小企業には好意的に受けとめられるはずであるが、これを好ましくないとする意見が13%ほど存在することに注目すべきであり（設問II-9）、その理由がどこにあるのかは興味深い。

(2) 定款による株式譲渡の制限について

松本市の中小企業では、定款により全部の株式につきその譲渡を制限している会社（非公開会社）が75%にも及ぶため（設問I-10）、株式譲渡制限法制の改正が中小企業に対して与える影響は小さくないはずである（なお、文言上、制限の対象は「譲渡による株式の取得」すなわち「株式の譲受」であるが、ここでは便宜上「株式譲渡」の制限と表現することとする。新しい株式譲渡制限法制の理論的な当否については、来住野究「新会社法における株式譲渡制限法制の評価」山本爲三郎編『新会社法の基本問題』32頁以下参照）。

第1に、旧商法では株式譲渡の承認機関は一律に取締役会であった（旧商204条1項但書）のに対して、新会社法の下では株主総会とすることもでき、取締役会を設置しない会社では原則として株主総会が承認機関となる（会139条1項）。また、解釈論的な当否はともかく、立法担当者によれば、代表取締役を承認機関とすることもできる（相澤哲＝岩崎友彦「新会社法の解説(3)・株式（総則・株主名簿・株式の譲渡等）」商事法務1739号38頁）。そもそ

も、株式譲渡制限の趣旨が株主相互間の信頼関係の維持にある以上、株主の適格性を判断する機関としては取締役会よりも株主総会のほうが適当であるし、新会社法では弾力的かつ迅速な総会決議が可能となっているため（会299条1項・300条・319条1項）、株主総会を承認機関とすることの時間的障害もない。また、代表取締役を承認機関とすれば、より迅速な対応が可能となる。いずれにせよ、株主の選別を実質的な支配権を有するオーナー（大株主・代表取締役）の手に委ねることが可能であるため、小規模同族会社にとって利便性は高いと思われる。しかし、株主総会または代表取締役を承認機関を変更する旨の回答は15%程度にとどまっている（設問Ⅲ－1）。

第2に、新会社法では、株主相互間での株式譲渡には会社の承認を要しないとか、特定の属性を有する者（例えば、従業員）に対する株式譲渡には承認を要しないなどと定めることができる（厳密に言えば、これらの場合は承認したもののみなすという扱いになる。会107条2項1号ロ）。株式譲渡制限の趣旨が会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにある以上、株主相互間での株式譲渡には会社の承認を要しないことになるはずであるが、新会社法は、株主間の持株比率の変動も株主の重要な関心事項であることに鑑み、株主相互間での株式譲渡についても原則として承認を要求しつつ、定款をもって承認を不要とできるものとしたのである。設問Ⅲ－2によれば、承認を要しない場合を定款で定めることはしない会社が86%も占めている。株主の持株比率の変動にも敏感かつ慎重に対応しようという意識の現れなのか、それともめったに株式譲渡が行われない会社ではあえて定款上承認を要しない場合を定めるまでもないと考えているからなのであろうか。

第3に、閉鎖性の維持を徹底するため、会社は相続等により譲渡制限株式を取得した者に対して株式を売り渡すよう請求できる旨を定款で定めておくことができるようになった（会174条）。これは、相続等により株式を取得した者の意思を無視して一方的に株式を買い取ることを認める制度であるため、株主の新規参入の防止ではなく株主の締め出しとしての側面を有するが、これを好ましいとする回答が好ましくないとする回答を大きく上回っている

(設問Ⅲ－3)。特に同族会社にとって企業承継者の選別は重要な問題であるといえる。

(3) 株券について

多くの小規模会社では株券が発行されていないということは広く知られているところであり、平成16年改正による定款による株券不発行の容認（旧商227条1項）・新会社法における株券不発行の原則化（会214条）はそのような実態に法規制を合わせるものである。松本市の中小企業でも、株券発行が義務づけられていた平成16年改正前商法の下で株券を発行していなかった会社は半数を超えているし（設問Ⅳ－1）、定款で定めれば株券を発行しなくてもよくなった平成16年改正法の下でも、定款を変更せずに株券を発行していなかった会社が多い（設問Ⅳ－2）。会社が株主全員に対して株券不所持制度（旧商226条ノ2・会217条）の利用を促進すれば、株主からの請求があるまでは株券を発行しなくてもよいため、めったに株式譲渡が行われることのない小規模会社にとって利便性は高いと思われるが、この制度はあまり普及していなかったようである（設問Ⅳ－3）。かかる実態の下で、新会社法が株券の不発行を原則としたことは（その理論的な当否については、来住野・前掲30頁以下参照）、従来株券を発行していなかった小規模会社にとっては違法状態の適法化への転換を意味するため、朗報となるはずであるが、これを好ましいとする回答が半数にも満たないのは意外である（設問Ⅳ－4）。すでに株券を発行している会社において会社法施行と同時に株券が無効となって混乱を生じないようにするための経過措置として、会社法施行時に株券を発行しない旨の定款規定がなければ、株券を発行する旨の定款規定があるものとみなされるため（会社法整備法76条4項）、株券不発行とするためには依然として定款変更が必要とされることが影響しているのであろうか。あるいは、わずか1年で原則と例外を逆転させたことに対する不信感があるのであろうか。

株券が発行されない場合、株式譲渡は当事者間の意思表示のみによって効力を生ずるが、株主名簿の名義書換が会社のみならず第三者に対する対抗要

件となる（会130条1項）。したがって、株式譲受人は、株主名簿が整備され、名義書換事務が迅速になされることにつき重大な利害関係を有する。ところが、28%の会社が名義書換手続の迅速性に問題があり、24%の会社が株主名簿さえ作成していないことに鑑みれば（設問IV-5）、会社の名義書換手続の懈怠により株式の帰属をめぐる紛争を生ずることが懸念される。

(4) 機関設計について

定款による機関設計の柔軟化を歓迎する回答は35%にとどまる（設問V-1）。その理由としては、法的に定型化された機関構成を所与のものとして受け入れているほうが安心だという意識や、機関構成が一律に決まっているほうが外部からは責任の所在等がわかりやすいといったものが考えられよう。

非公開会社における有限会社型の機関設計の容認についても、事実上所有と経営が一体化していることの多い小規模会社にとっては、面倒な法規制からの解放と機動的な経営の実現を意味するが、これを歓迎する回答は35%にとどまっている（設問V-2）。取締役会を廃止すれば、迅速な意思決定が可能となるし、名目的な取締役や監査役を置く必要もなくなり、報酬等のコストの削減につながるはずであるが、実際には取締役会と監査役を維持する非公開会社が80%弱と非常に多い（設問V-3・5。なお、設問V-3では取締役会を廃止した会社またはその予定の会社は41社であるのに対して、設問I-7では取締役会を設置していないと回答した会社が54社もある。おそらくこの54社の中には取締役会が実際に開催されないため、取締役会が設置されていないに等しいという会社も含まれているのであろう）。経営監督体制の強化を志向する意識が高い会社もあろうし、少数株主対策上株主総会の権限・株主の権利を制限したい（会295条・357条1項・360条・367条・371条3項等参照）という実質的理由を有する会社もあろうが、多くの会社については、単に機関構成変更のための定款変更や変更登記が面倒だという意識によるのではなかろうか。実体を伴わないままいたずらに取締役会と監査役を存続させるのであれば、無用な紛争を惹起することが懸念される。

非公開会社における取締役の任期伸長の容認（会332条2項）については、

取締役の交代がめったにない小規模会社にとっては、任期を伸長すれば再任毎の変更登記の手間と費用を節約できるため、福音となるはずであるが、任期を伸長しないという回答が70%にもものぼる（設問V-4①）。取締役の交代が必要となった場合に、任期途中で解任や辞任の依頼をしなければならないという事態は避けたいということであろうか。任期を伸長する場合の年数については、やはり上限の10年が多いが、5年以下とする会社も22%に及ぶ（設問V-4②）。なお、設問I-6で取締役の任期を3年または4年と回答した会社数は、設問V-4②で取締役の任期を3年または4年に伸長した会社またはその予定の会社の数を上回っている。そこには何らかの誤解があると思われる）。特に社外から取締役を招聘している会社では（設問I-5参照）、あまりに長期間にわたって取締役の地位に居座ることの弊害が懸念されるのであろう。

中小企業が金融機関から融資を受けるには、計算書類の正確性・信頼性を確保することが不可欠であるため、かねてから、会計監査人の設置が強制されず経理スタッフも充実していない中小企業では、計算書類の作成にあたってその適正化を担保するため、實際上税理士等が関与することが多かった。そこで、新会社法は新たにこれを会計参与（会374条1項）として制度化し、定款によりこれを任意に設置できるものとした。会計参与制度の理論的な当否はともかく、特に中小企業においてその活用が期待される。ところが、会計参与を設置した会社または設置予定の会社と会計参与制度に関心がある会社は4%にすぎず、計算書類の作成にあたって公認会計士・税理士等のアドバイスを求めるという従来の方法を維持する会社が29%にのぼる（設問V-6）。会計参与に関する知識がまだ中小企業に浸透していないという理由も考えられるため、今後の利用状況を注視する必要があるが、会計参与制度が活用されるかどうかには疑問が残る。

新会社法では、大会社以外でも委員会設置会社を選択できるようになったが（新会社法は、実際に制度が利用されるかどうかはともかく、とりあえず可能性だけ留保しておくという傾向があるが、立法者としても、中小企業が

委員会設置会社を選択するという可能性はほとんど想定していないであろう)、やはり中小企業の関心は低い。むしろ、委員会設置会社にした会社またはその予定の会社と委員会設置会社に関心のある会社が9%も存在することのほうが意外である(設問V-7)。これらの会社については、資本金額が大きいとか親会社があるなどの傾向は見出せない。

(5) その他

最低資本金制度の廃止を歓迎する回答は少ない(設問VI-1)。確かに、最低資本金制度の廃止は主に会社設立の容易化に資するものであり、既存の会社にとって実益は乏しい。まして、平成2年商法改正による最低資本金制度の導入に伴い、資金繰りに苦勞して資本金額を1,000万円まで引き上げた会社にとっては、最低資本金制度の廃止はおもしろくないであろうし、15年を経て立法政策を180度転換したことに対する不信感もあるようである。また、實際上資本制度の会社債権者保護機能は乏しいといっても、過少資本の会社に対する不信感とその濫設に対する懸念は払拭しえないのではないかと思われる。

新会社法は、株主の人的貢献度を内部的法律関係に反映させる仕組みとして、株主の剰余金配当請求権・残余財産分配請求権・議決権について定款による属人的な取扱を許容したり(会109条2項)、合同会社制度を新設したが、設問VI-2・4によれば、これらに対する需要・関心は低い。

有限会社制度の廃止については、当事者たる有限会社の声に耳を傾けることこそが重要であるが、これを歓迎する意見など考えにくい。有限会社に対するアンケート調査は実施しなかった。参考として、株式会社に対して有限会社制度の廃止に関する印象を問うてみたのが設問VI-3であるが、賛否が分かれているのは興味深い。

4. 総評

アンケート調査の集計結果に対する全体的な印象としては、新会社法に対する中小企業の関心は今のところ低いといわざるをえない。中小企業が日常

業務に忙殺されて新会社法の内容を十分に知るに至っていなかったようであるため、アンケート調査は時期尚早だったのかもしれない。我々の予想とは異なる結果も少なくなく、その理由を推測することが難しいものもある。それどころか誤解に基づくと思われる回答も含まれているため、調査結果の信頼性に疑問がないわけではないが、それがかえって中小企業の実態を物語っているようにも思われる。我々としても、設問と選択肢の設定につき反省すべき点がないわけではない。ともかくも、新会社法に対する我々の評価と中小企業の認識との間にはかなり隔たりがあることを知りただけでも、本アンケート調査には意義があったといえよう。

推測するに、新会社法における中小企業法制は中小企業の実態に即応したものとなっているが、新会社法は定款自治の可能性を拡大し、中小企業に対して多彩な内部関係（機関設計等）のメニューを提示しているにすぎず、会社の内部関係の変更を強制しているわけではないため、あえて現状を変えてまで新会社法を活用しようという意識に乏しいのであろう。企業防衛に関する近時の議論からもわかるように、上場会社のような大規模会社では会社法が経営戦略として積極的に利用されるのとは対照的である。しかし、中小企業に対する株式会社法の規制緩和は、法規制の形骸化の防止にほかならない。中小企業が大規模公開会社のために用意された内部関係を維持しても、実質が伴っていなければ、法令違反・定款違反の状態をもたらすおそれがあり、紛争の原因になりかねない。したがって、各会社の身の丈にあった内部関係の形成を促進して、中小企業における無用な紛争を予防するためにも、新会社法の趣旨を中小企業に浸透させる必要がある。また、株式会社を吸収してまで小規模株式会社の実態に適合するように規制を緩和したにもかかわらず、中小企業の実態と法との乖離が放置されるようなことがあれば、中小企業にふさわしい健全な会社形態であったはずの有限会社を廃止したことの意味が問われることになろう。